

座間市下水道事業への ウォーターPPP導入に関する第2回説明会 およびアンケートへの協力をお願い

令和8年3月3日

座間市上下水道局下水道施設課

★背景と目的

下水道施設の老朽化や人材不足など、公共下水道事業をとりまく経営状況や執行体制は厳しさを増している状況です。このような状況下における公共下水道事業の持続可能性を高めるため、座間市では地元企業を含めた民間企業のノウハウや特長を活かした官民連携方式の検討を進めることとしました。

そこで、本説明会では以下の3点について説明・ご協力をお願いしたいと考えています。

- 座間市公共下水道事業の現状説明
- 現時点での座間市の官民連携事業に関する考え方の説明
- 官民連携事業導入に関するアンケート調査への協力をお願い

本日の説明内容

1

ウォーターPPPの概要

2

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

3

現時点でのウォーターPPPに関する座間市の考え方

4

アンケート調査への協力をお願い

5

名刺交換会

1

ウォーターPPPの概要

2

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

3

現時点でのウォーターPPPに関する座間市の考え方

4

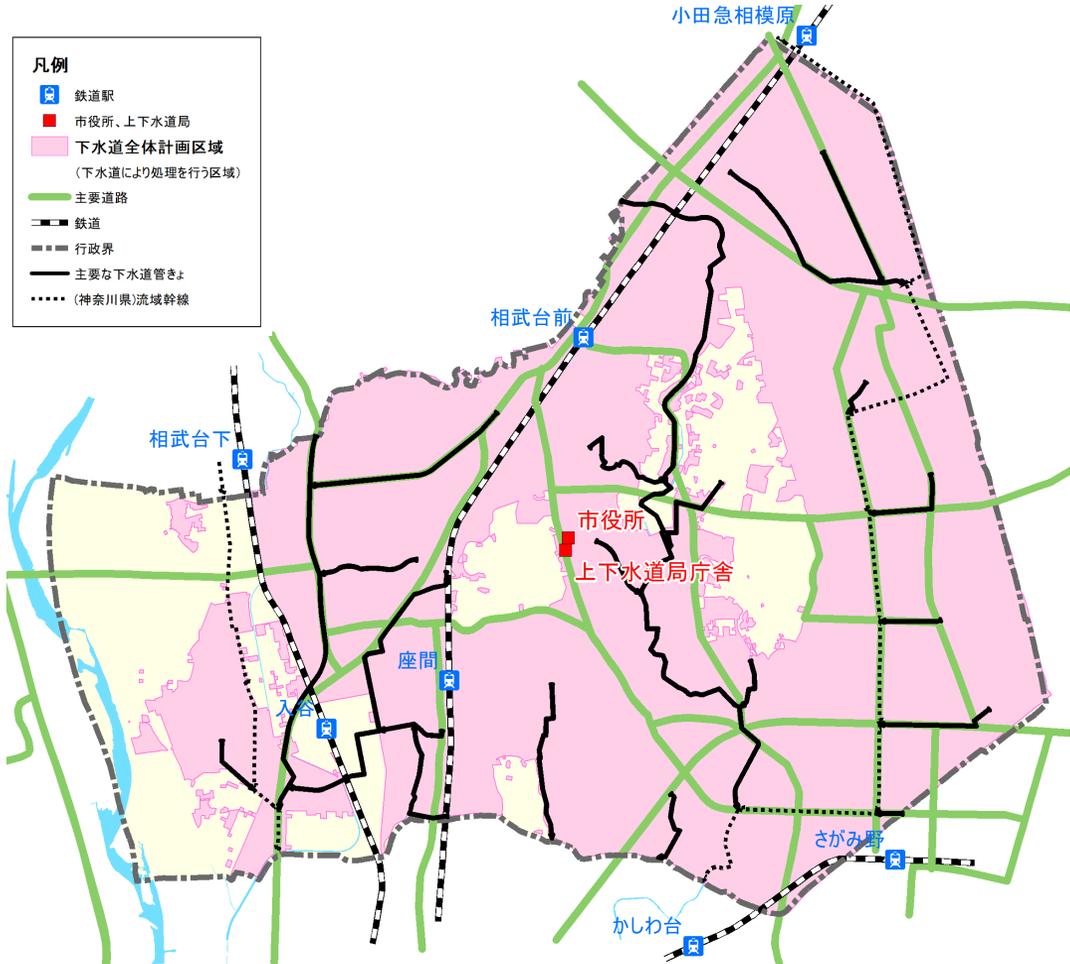
アンケート調査への協力をお願い

5

名刺交換会

はじめに：本市下水道事業の概要

- 昭和47年度に当初認可を受けて事業に着手、昭和53年度より供用開始。
- 自前の終末処理場を持たず、神奈川県が管理する流域下水道に接続して汚水処理を実施（流域関連公共下水道）

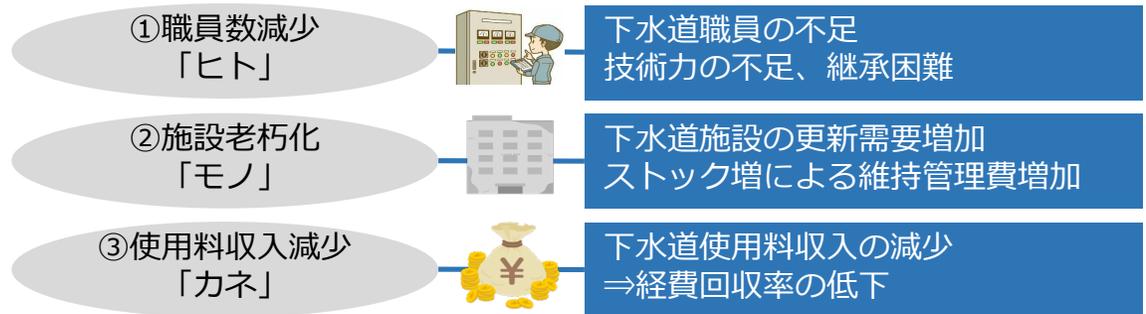


項目		数値	備考
建設事業開始年月日		S.48. 3.31	51年経過
供用開始年月日		S.53. 4. 1	46年経過
処理区域内人口	人	127,929	R6年度末
汚水整備済み面積	ha	1,228.12	R6年度末
面整備率	%	93.3	R6年度末
汚水管 整備総延長	km	307.0	R5年度末
雨水管 整備総延長	km	33.0	R5年度末
マンホールポンプ箇所	箇所	汚水4,雨水4	R6年度末
終末処理場	箇所	なし	R6年度末
ポンプ場	箇所	なし	R6年度末

なぜウォーターPPPの導入が必要なのか？

概要とポイント・留意点

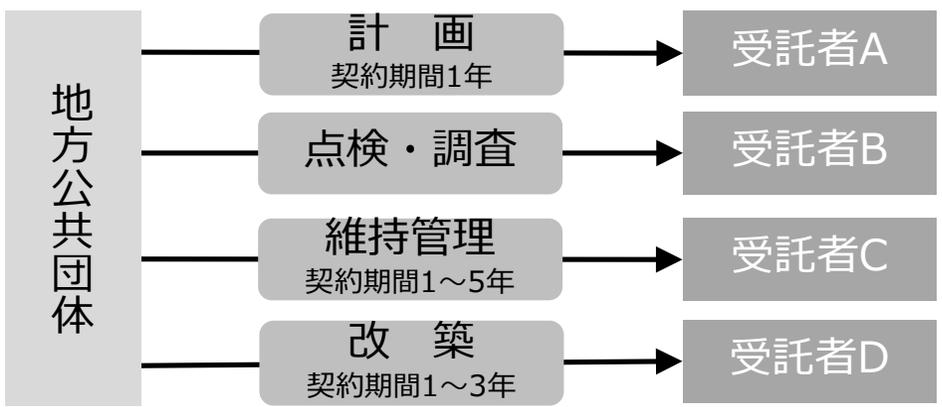
(参考) ウォーターPPP (レベル3.5) の必要性和イメージ



今後更なる加速

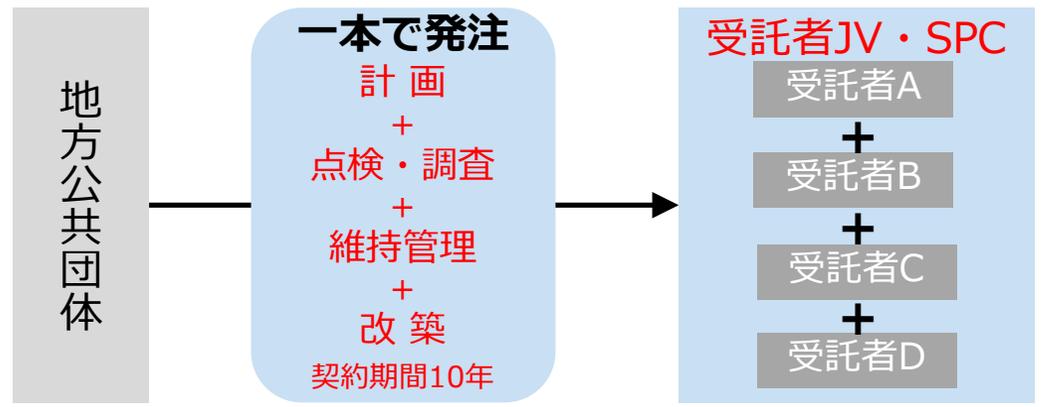


従来の業務形態 ～個別発注～



○各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変
複数の工事の調整も高度で困難。
→ (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり利益も上げづらい。

これからの業務形態 ～ウォーターPPP～



○各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化。
▶自治体・民間双方にとって、業務負担の軽減
○契約期間が長期 ▶スケールメリットが大きい、転換を通じた業務量の確保。
○各取組間での連携がスムーズ ▶事業の効率化、新たな施策への人的資源再配分。

ウォーターPPPとは

PPP：官民が連携して公共サービスを提供すること。

ウォーターPPP：水道・下水道事業におけるPPPの新しい仕組み
(2023年6月に国が提示)



ウォーターPPP



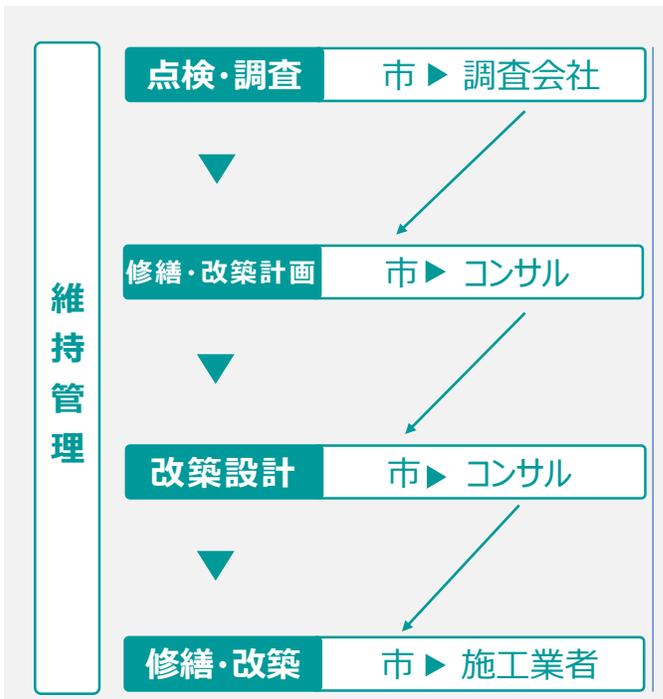
- ・ 民間事業者の業務裁量 ↑
- ・ 民間事業者の創意工夫 ↑
- ・ 効率的な維持管理

計画、管理、点検・調査、修繕、改築
まとめて委託



ウォーターPPPを踏まえた今後の維持管理—更新の流れ

従来の維持管理 - 更新の流れ

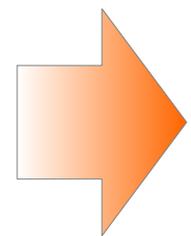


いわゆる「横割り」
全体像を把握できるのは市だけ
また聞きのような形となり、情報共有・それに伴う的確性に課題がある
効率が悪い

今後の維持管理 - 更新の流れ
(更新支援型の例)



いわゆる「縦割り」
業者が事業全体を把握することが可能
グループ内での情報共有が可能となり、
効率性・的確性が上がる



統 各手法による官民の役割分担の違い

PPP/PFI手法	概要	維持管理							
		運転管理	ユーティリティ	修繕	更新計画案策定	建設(改築)	資金調達	運営	
包括的民間委託	処理場・ポンプ場	レベル1	■	□	□	□	□	□	□
		レベル2	■	■	□	□	□	□	□
		レベル2.5	■	■	▽	□	□	□	□
		レベル3	■	■	■	□	□	□	□
	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式	■	■	■	□	※対象となる場合もある	□	□
管理・更新一体マネジメント	維持管理と更新計画策定を一体的に受託者が実施する方式	レベル3.5更新支援型	■	■	■	■	□	□	□
	維持管理と更新計画策定に加え、更新(改築)工事含めて一体的に受託者が実施する方式	レベル3.5更新実施型	■	■	■	■	■	□	□
コンセッション	官側が施設を所有したまま公共施設等運営権を民側に設定し、利用料金を民側が直接收受して運営を行う方式		■	■	■	■	■	■	■

■ 民間の事業範囲
□ 公共の事業範囲

※ 統 : 統括管理者を担う事業者を意識して頂きたい内容を含むスライド

ウォーターPPPの種類

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

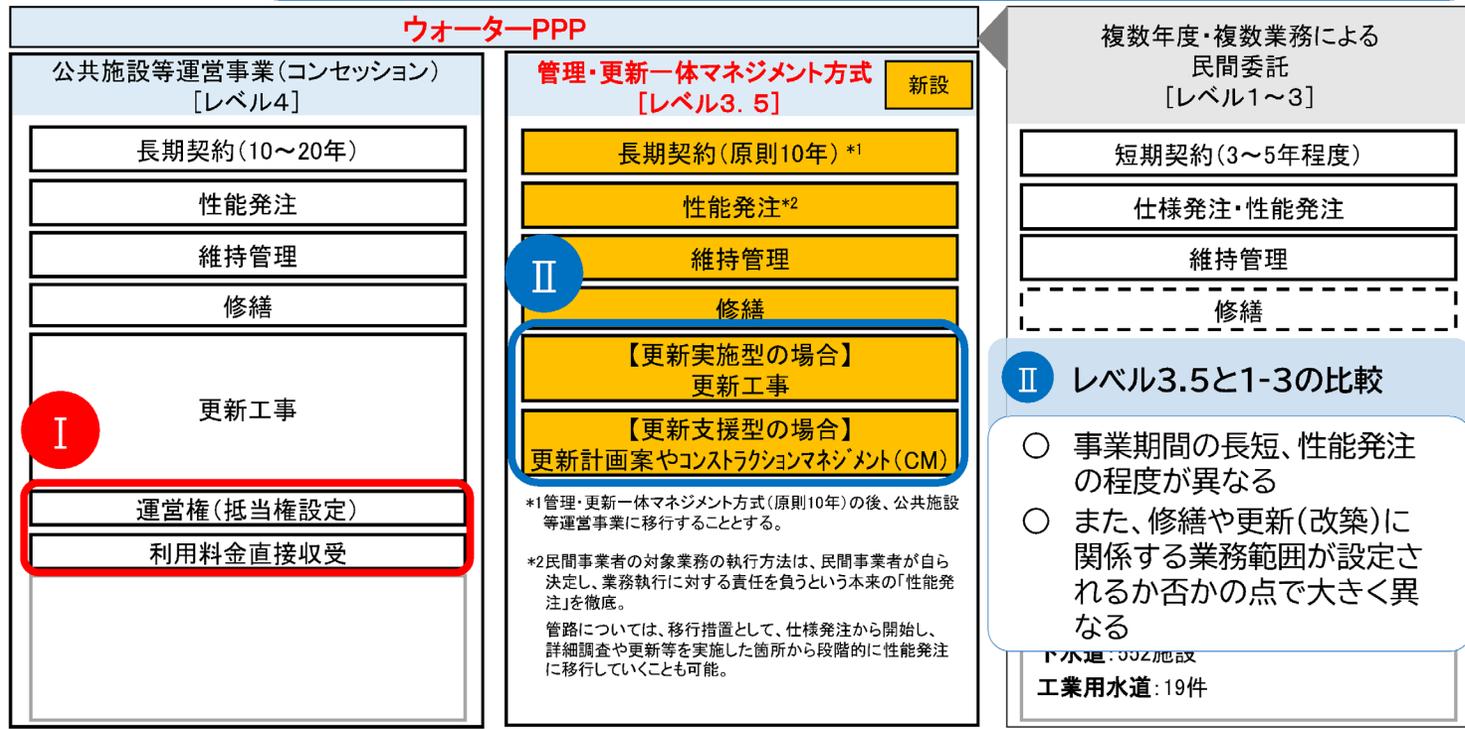
レベル3.5の4要件の趣旨

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

ウォーターPPPとは、コンセッション(レベル4)または管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)を指す。

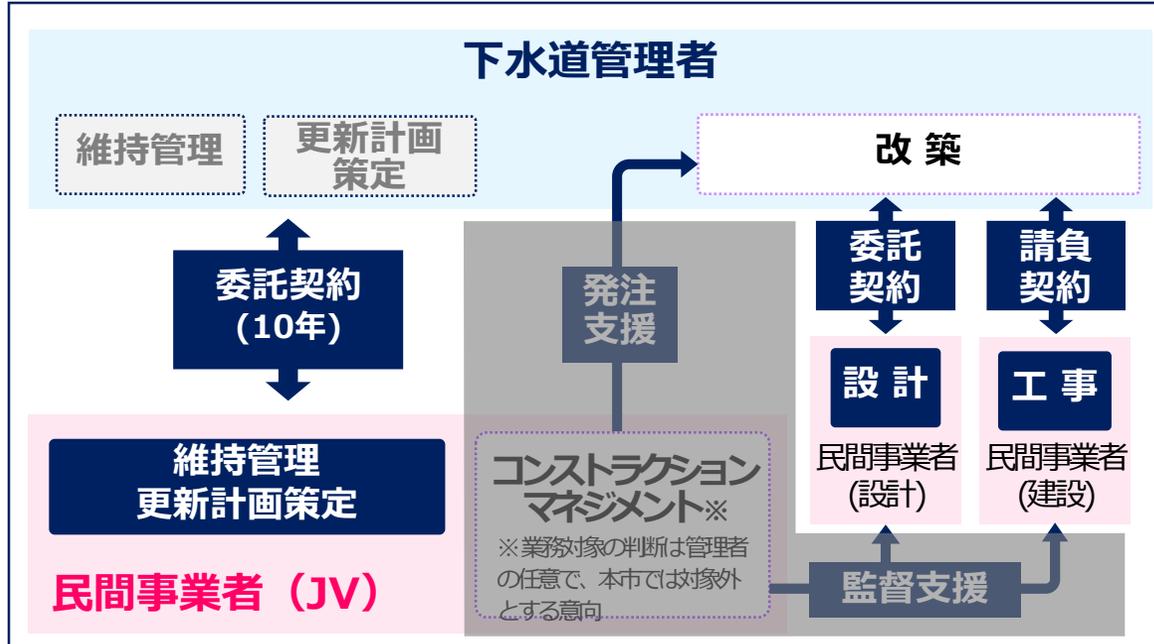
★レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

⇒座間市は、「レベル3.5」でのW-PPP導入を目指すことにします。



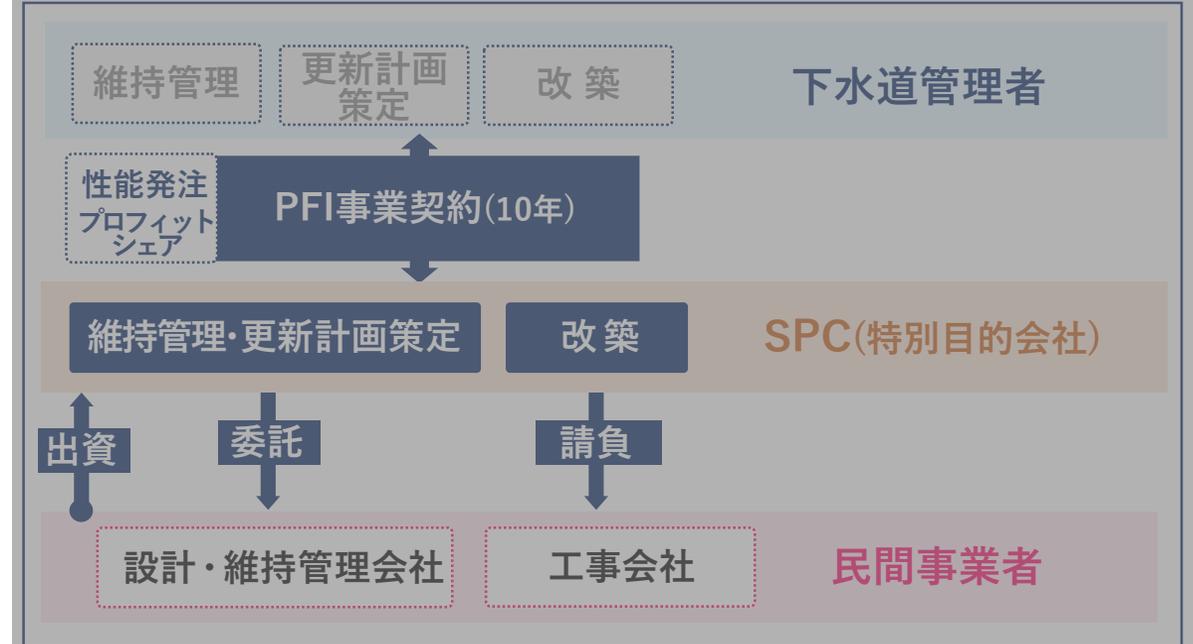
統 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）のスキーム

更新支援型



概要	維持管理と更新計画策定を一体的に受託者が実施する方式
主な対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 維持管理（包括的民間委託と同様） ■ 更新計画策定 ■ コンストラクションマネジメント（CM）（更新支援型の場合、発注支援+施工管理、任意） ■ 設計（任意）

更新実施型



概要	維持管理と更新計画策定に加え、更新（改築）工事含めて一体的に事業者が実施する方式
主な対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 維持管理（包括的民間委託と同様） ■ 更新計画策定 ■ 設計・改築

※コンストラクションマネジメント（CM）：発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャー（CMr）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式。

CMr及びCMrと資本・人事面で関連のある者は改築・更新工事の請負ができなくなるため、本市ではCM方式を採用しない意向です。

統 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア*1の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)		官	民
①	2削減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2削減	2		1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

管理・更新一体マネジメント方式の要件は、

①長期契約（原則10年）

②性能発注

③維持管理と更新の一体
マネジメント

④プロフィットシェア

の4つ

要件②：管路施設の維持管理を性能発注としている事例

(参考)【管路】の指標の具体的なイメージ

- 管理者の課題解決、管理者が期待する効果・メリットを踏まえ、指標設定する
- 住民生活への影響が大きい指標ほど、リスクのコントロールは難しくなると考えられる
- 情報開示・官民対話によるリスク分担(契約・要求水準等への適切な規定)とモニタリングが必要・重要となる

住民生活への影響	リスクのコントロール	項目(一例)	指標設定の考え方	指標の概要	先行事例
大 中 小	難	道路陥没箇所数、つまり箇所数(箇所/年)	発生箇所数の過去実績を参考	住民の安全・安心に資する指標	千葉県柏市 大阪府河内長野市等
		住民対応・緊急対応時間(h, min)	通報→対応時間の過去実績を参考	住民サービスに資する指標	大阪府大阪市
	易	状態把握率(%)	緊急度・健全度を把握した割合	適正な管路管理に資する指標	- (確認中)
		台帳情報補正率(%)	台帳情報を補正・更新した割合	基礎情報の整備に資する指標	- (確認中)

要件④：プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)		官	民
①	2削減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用削減分
- 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例(23頁も参照) ※契約後VE等は例示の一つ

(参考)プロフィットシェアリング ※要件④プロフィットシェアと同一の趣旨ではない(異なる)

内閣府ホームページ

- 各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払うこと。

21

ウォーターPPP導入により期待される効果

座間市

- 一括発注による事務負担の低減
- 複数年契約による事務負担の軽減
- 維持管理と更新の一体実施による事業最適化
- サービス水準向上

民間事業者

- 一括発注による事務負担の低減、業務の標準化
- 複数年契約による事務負担の軽減
- スケールメリットによる利益の確保
- 長期契約による人材確保、安定的な業務量の確保
- 創意工夫による効率化
- 事業者裁量による新技術の採用

1

ウォーターPPPの概要

2

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

3

現時点でのウォーターPPPに関する座間市の考え方

4

アンケート調査への協力をお願い

5

名刺交換会

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

1 調査概要

座間市では、今後の下水道事業の持続可能性を高めるため、地元企業を含めた民間企業のノウハウや特長を活かした官民連携方式の検討を進めています。

検討にあたり、本市の事業に関心のある民間事業者向けの第1回説明会を令和7年7月29日に開催するとともに、民間企業の皆さまの参入意向や事業内容、市に期待する支援内容等に対する考えを把握するため、官民連携事業導入検討に関するアンケートを実施しました。

1) 調査実施期間

令和7年7月29日（火）～令和7年8月8日（金）

2) 調査項目

- ① 説明会の内容について
- ② 官民連携事業（ウォーターPPP）に参入に対する意欲
- ③ 座間市が想定している官民連携事業（ウォーターPPP）の内容について
- ④ その他、事業実施にあたって座間市に期待する支援や配慮してほしい事項
- ⑤ 今後のアンケートについて

- ### 3) 回答者
- 7社・・・土木（5社）、造園（2社）、コンサルタント（2社）、浚渫（1社）、
その他（機械器具設置・電気：1社、下水道施設維持管理：1社）

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

質問① 説明会の内容について

✓ 理解できた	6社
✓ 理解できなかった	0社
✓ どちらともいえない	1社

【主な御意見】

- 公開されている説明資料から実施方針や導入スケジュールについて、現在の検討状況が確認できた。
- 座間市において2035年に50年経過する管路が多い事を知った。
- 良い取り組みだと思う。また、地元業者への事前連絡があったことで、事業が円滑に進められるのではないかと思う。

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

質問② 官民連携事業（ウォーターPPP）に参入に対する意欲

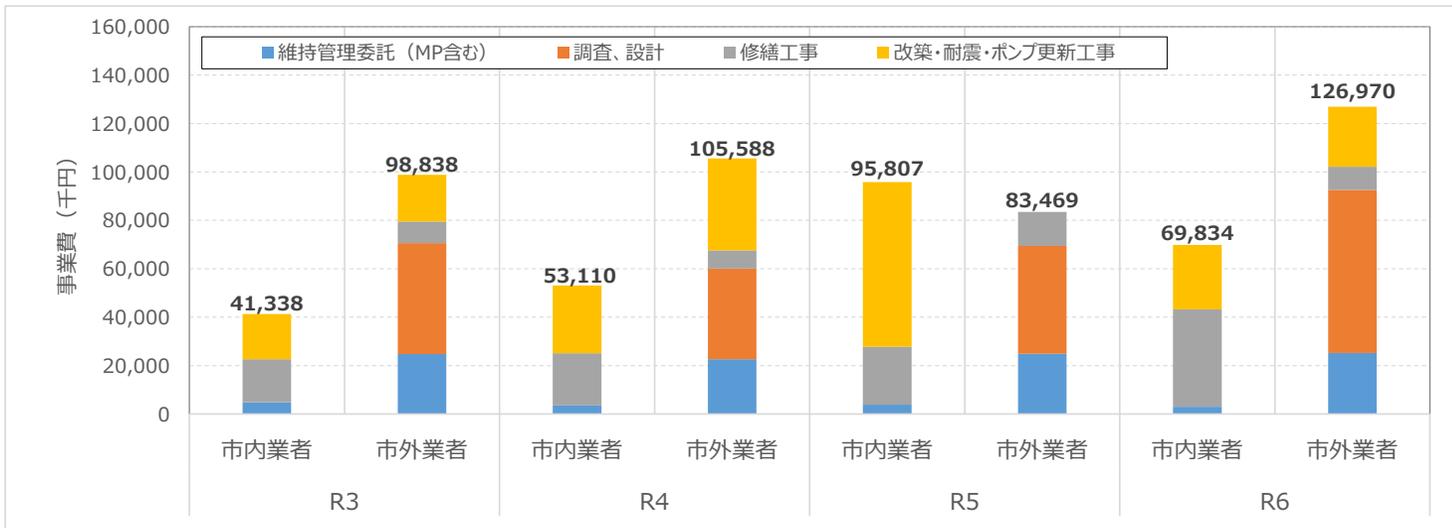
✓ 意欲がある	6社
✓ 意欲がない	0社
✓ どちらともいえない	1社

【主な御意見】

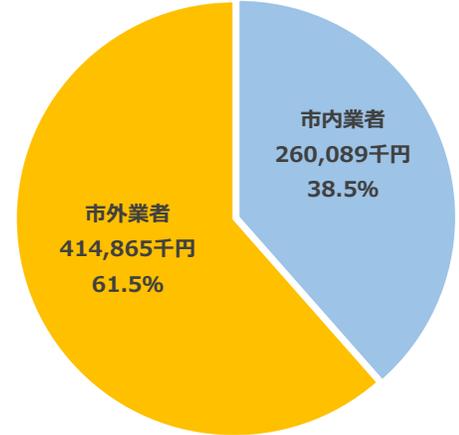
- 意欲はあるが年間の事業規模がよくわからない。
- 10年間という長期間のため、業務の計画を立てやすく効率的効果的に進める事が可能。
- 発注者、受注者共に担当者が変更になる場合、業務内容や方針に関して引継ぎ不足による業務内容等の進め方の変更が懸念される。
- 物価スライド条項の確実な適用を希望する。
- 緊急時などすべての項目で対応できるか検討中である。

質問②に対する参考資料：今後の事業見込みについて

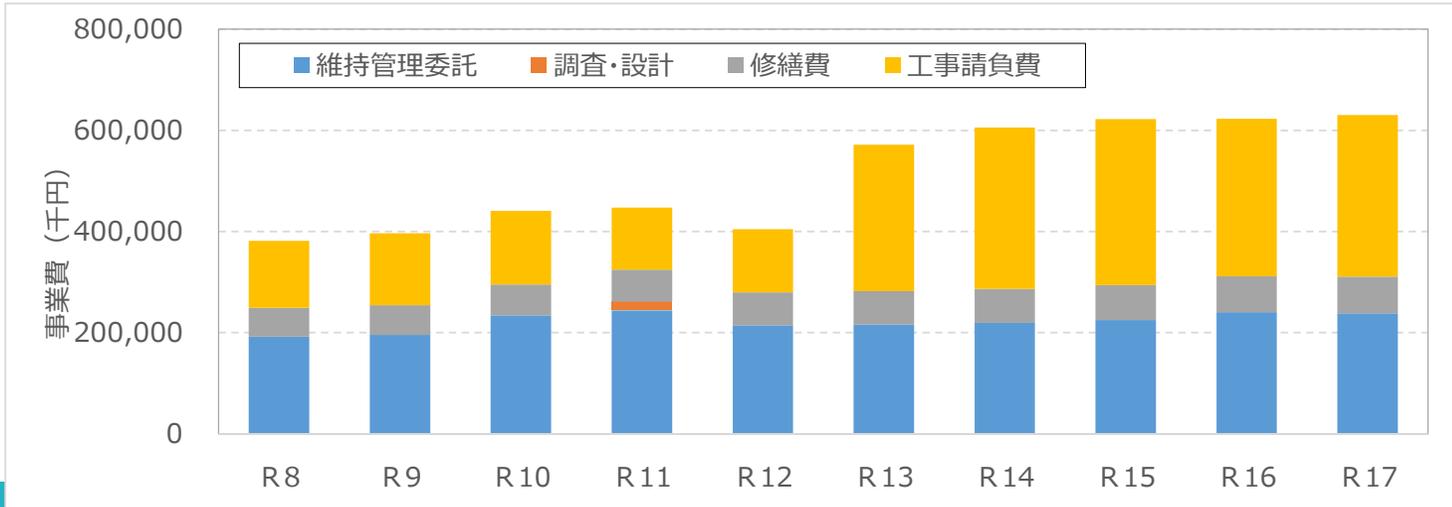
◆近年の事業実績：市下水道全体で1.5～2.0億円、市内業者はそのうち3～4割程度



令和3～令和6年度の維持管理、改築に係る業務における、市内業者・市外業者の受注額比率



◆今後の事業量の見通し：～R12年度は約4.0億円/年、R13～は約6.0億円/年を想定



※汚水、雨水の新設事業を除く

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

- 質問③ 座間市が想定している官民連携事業（ウォーターPPP）の内容
- ✓ さらに対象範囲を広げるべき 1社・・・新設も加えて欲しい
 - ✓ 対象業務は妥当である 5社
 - ✓ 対象業務に問題がある 1社・・・理由：無回答

【主な御意見】

- 統括管理業務を含む予定はあるのか？
- 事務・窓口業務については行政的な業務となる為、具体的な業務イメージが難しい。市で実施した方が良い。

質問④ 事業実施にあたって市に期待する支援や配慮してほしい事項

【主な御意見】

- 入札参加要件で「下水道管路管理技士」とあるが、「構成企業が持っていればよい」として欲しい。
- 物価の上昇に対する変更と根拠のある変更には、適時対応していただく必要があると思う。
- 市内業者優先で工事等を発注、依頼してほしい。
- 物価変動に対するリスクについては、近年の状況から物価変動が生じる可能性が大きいと考えるので考慮願います。
- 天災等による不可抗力の事象について、民側に大きな負担とならないリスク分担を願います。
- マンホールポンプは機電設備となる為、管渠区分より除外していただきたい。

質問④ 事業実施にあたって市に期待する支援や配慮してほしい事項

【主な御意見】

- 住民対応業務（事故対応、住民対応、他工事立会）、事務・窓口業務（事務手続、窓口対応）に関し、座間市が検討している業務内容や条件について、市側の一方的な方針だけでなく、民間側の意見（対応可能範囲、条件等）がある場合は配慮していただきたい。
- 下水道事業の官民連携導入にあたっては、最初に施工業者等へ管理項目・計画分担を綿密に取決めするような検討が必要と思う。
- モニタリング（履行監視）でも現場状況把握・問題点の洗い出し及び再確認を行い、必要があれば協議を行う（包括管理・業者含めての相互理解）体制が必要と考える。

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

質問⑤ 今後のアンケートについて

✓ 次回以降もアンケートに回答	6社
✓ 次回以降はアンケートに回答しない	0社
✓ どちらともいえない	1社

【主な御意見】

- 今後も貴市の下水道事業に寄与していきたいと考えている。
- 今後事業を進めていく中で弊社が少しでも事業に携わり座間市様の下水道運用に貢献出来ればと思う。

本日の説明内容

1

ウォーターPPPの概要

2

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

3

現時点でのウォーターPPPに関する座間市の考え方

4

アンケート調査への協力をお願い

5

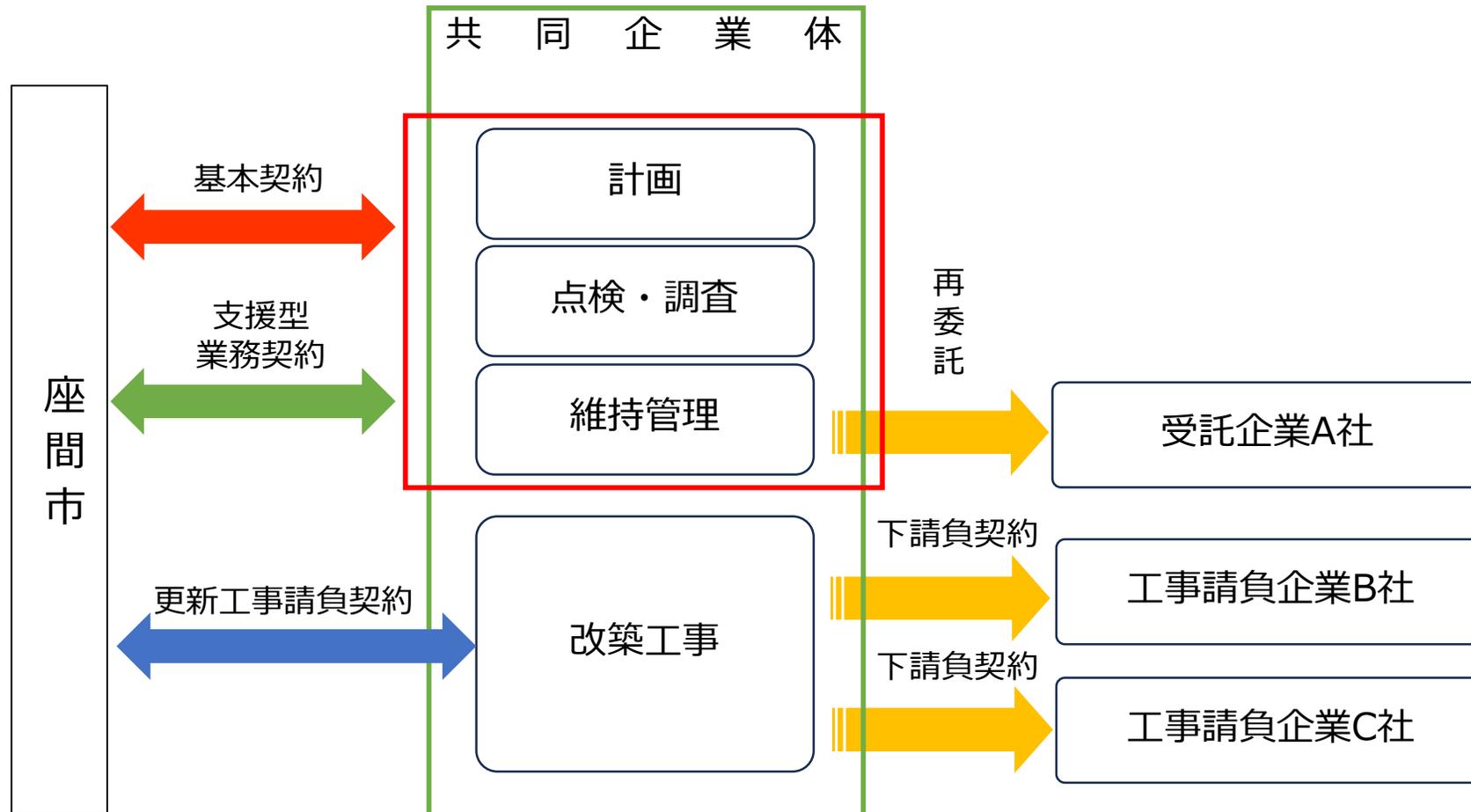
名刺交換会

ウォーターPPPの導入方針

- 管路施設の改築に令和9年度以降も交付金を活用していくこと、施設の維持管理、改築の効率化・迅速化のためウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）の導入を予定
 - 導入の対象処理区は、市全域を想定
- 事業期間：10年間（令和10年度～令和19年年度）
- 対象施設：管きよ、マンホール（蓋を含む）、ます、取付け管
圧送管、マンホールポンプ
- 発注方法：仕様発注から性能発注への段階的な移行を想定

※上記の導入方針は、令和8年1月時点の状況であり、今後の検討により変わる可能性があります

想定する実施体制



※上記の導入方針は、令和8年1月時点の状況であり、今後の検討により変更となる可能性があります

想定する業務対象範囲（1）

業務項目・内容			現状	W-PPP 業務範囲（案）	W-PPPでの 請負者（想定）	備考	
ウ オ ー タ ー P P P 対 象 業 務	統括管理 業務	業務全体の管理		市直営	●	市内業者/市外業者	
		維持管理情報の管理		市直営	●	市内業者/市外業者	
	日常維持 管理業務	巡視・点検業務	管きよ・水路・マンホール・柵	市外業者	●	市外業者※2	
			マンホールポンプ	市外業者	●	市外業者	
			流量計	市外業者	●	市外業者	
		調査業務	管きよ+MH：目視・TVカメラ調査		市外業者	●	市外業者
			マンホールポンプ設備		市外業者	●	市外業者
			流量計		市外業者	●	市外業者
		清掃	管きよ・マンホール		市外業者	●	市外業者
			ます・取付管		市内業者	●	市内業者
		下水道用地の草刈	草刈り等		市内業者	●	市内業者
		修繕（小規模）				市内業者	●
	住民対応等業務	住民対応	電話通報の受付		市直営	— ※1	—
		事故対応	溢水、詰まり（公共ますを境界として民地側）、がたつき対応等		市内業者	●	市内業者
			詰まり（公共ますを境界として下水道本管側）		市外業者	●	市内業者
		他工事立会				市直営	—
	事務・窓口業務	上下水道局窓口・ 受付業務	事務手続（排水設備申請等）		市直営	—	—
			窓口対応（台帳閲覧等）		市直営	—	—

※1 “●”を記載していない項目は業務範囲に含めるか検討中であり、民間事業者からの提案を妨げるものではありません。

※2 「市外業者」と記載されていても、提案内容によっては市内業者対応範囲となる可能性があります。

想定する業務対象範囲（2）

業務項目・内容			現状	W-PPP 業務範囲（案）	W-PPPでの 請負者（想定）	備考	
ウ オ ー タ ー P P P 対 象 業 務	計画 管理業務	ストックマネジメント計画策定		市外業者	●	市外業者※2	
		維持管理計画の見直し		市外業者	●	市外業者	
		その他計画策定	上下水道耐震化計画、 経営戦略、下水道ビジョン等	市外業者	●	市外業者	
		下水道台帳整備	台帳の管理（追加・修正）	市直営	●	市外業者	
	災害対応業務	被災状況把握等		市直営	●	市内業者	
		二次災害防止等緊急措置・対応		市直営	●	市内業者	
	問題解決業務	不明水対策		市外業者	— ※1	—	
	改築更新 業務	改築更新に おける 設計・工事	設計	市外業者	—	市外業者	
			工事	市外業者	—	市内業者	※3、※4
			工事監理	市直営	—	—	

- ※1 “●”を記載していない項目は業務範囲に含めるか検討中であり、民間事業者からの提案を妨げるものではありません。
- ※2 「市外業者」と記載されていても、提案内容によっては市内業者対応範囲となる可能性があります。
- ※3 更新工事請負契約（随意契約）の想定は市内事業者ですが、市外事業者が受託した場合においても施工体制に市内事業者が入れば問題ない方針とする予定です。
- ※4 これまで、非開削による修繕・改築工事は受託者による資格の保有を必須としていましたが、W-PPPでは「受注グループ内で必要資格を有していれば問題ない」などの緩和策を検討中です。

※上記の導入方針は、令和8年1月時点の状況であり、今後の検討により変更となる可能性があります

統 統括管理の業務内容

- ウォーターPPPにおける統括管理業務とは、維持管理、点検・調査、計画策定などの複数の個別業務を統合し、**事業全体を最適化するためのマネジメント業務**を指します。
- 市が統括管理者に求める能力は以下のとおりです。

【統括管理に求める能力】

① 業務全般のマネジメント

- 維持管理、点検・調査、更新計画策定、その他業務を長期契約（10年程度）の中で一体的に統括管理する能力。
⇒個別業務の内容を理解、業務実施に必要な人的資源・資機材等の調達管理、再委託先の管理等。

② 国や先進団体の動向把握

- ウォーターPPPをはじめとする官民連携事業に関する国の方針について精通しているか。

③ 市の要望を理解し、提案する能力(既存の方法に対する改善提案含む)

- 座間市の下水道事業に精通し、市にとって最適な提案（改善提案等）を行う能力
- W-PPPによる地域貢献（地元企業との連携、地域活性化等）に関する提案を行い、実行する能力。

事業者選定方法：公募型プロポーザル方式（予定）

□公募型プロポーザル方式導入の目的

- ウォーターPPPの実施に対して、民間事業者のノウハウを活用した様々な提案内容を重視した事業者選定をするため。

□公募型プロポーザル方式の利点

- 価格だけでなく、主に提案内容の質によって評価できる。
- 提案内容に応じて契約内容を定めることができる。

□提案内容の審査方法

- 事業者選定委員会（仮称）を設置し、プロポーザル実施要領にて詳細を定める予定（次年度）。

※上記の導入方針は、令和8年1月時点の状況であり、今後の検討により変わる可能性があります

導入スケジュール（最短の場合）

○令和7年度

導入可能性の検討

⇒業務範囲や実施方針の検討

⇒民間事業者への意向調査（市内外を含む事業者を対象）

○令和8・9年度

～令和8年度上期：実施方針（案）の公表およびサウンディング

～令和8年度下期：参加表明書受付

実施方針、募集要項、要求水準書の公表および競争的対話

～令和9年度上期：技術提案書受付～事業者選定

～令和9年度下期：基本協定、契約締結。事業開始準備

○令和10年度～

事業開始予定

本日の説明内容

1

ウォーターPPPの概要

2

第1回マーケットサウンディングでのアンケート結果

3

現時点でのウォーターPPPに関する座間市の考え方

4

アンケート調査への協力をお願い

5

名刺交換会

本日の説明内容を踏まえ、ご質問をお願いします。